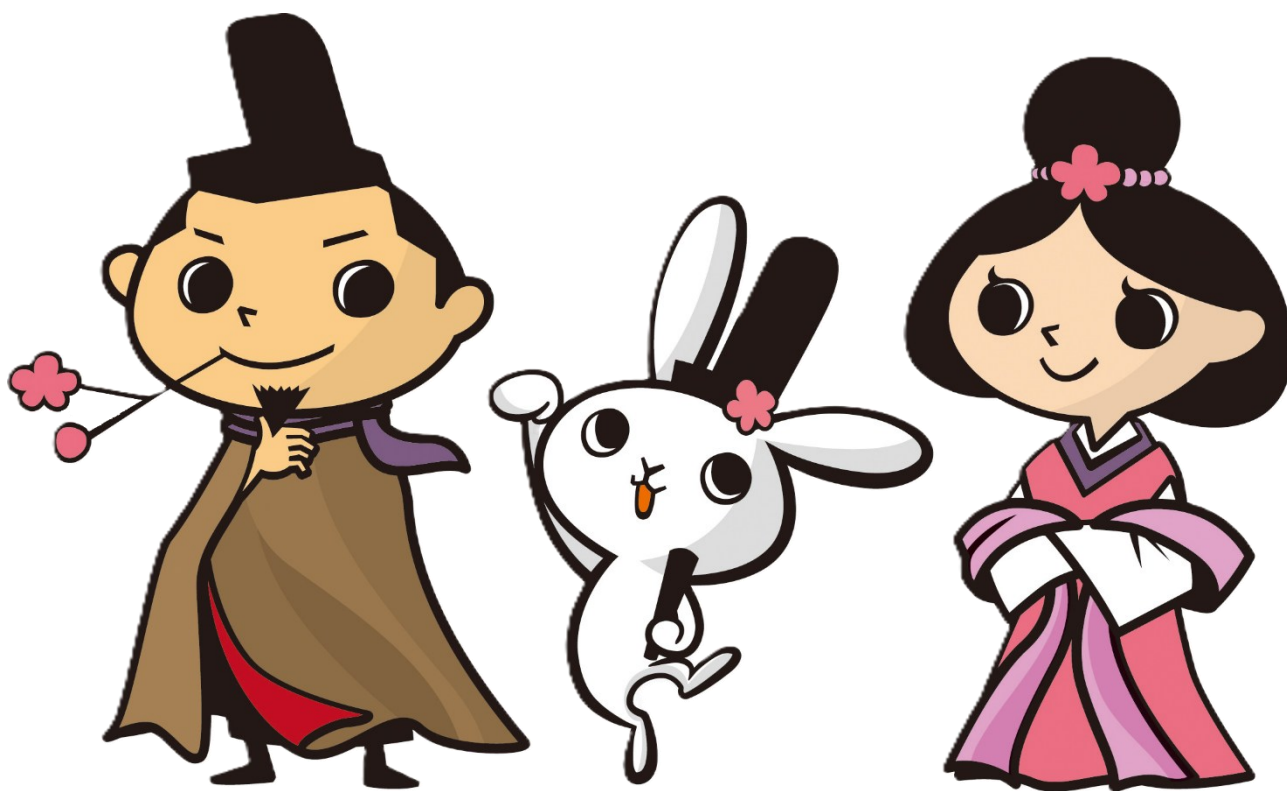


第3期太宰府市 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
太宰府市

ごあいさつ

日頃より太宰府市の市政運営にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。おかげさまで令和7年度予算規模は337億円余りと市長就任時から100億円増加し、市税収も10億円ふると納税も飛躍的に増加するなど急成長を遂げて来ました。

一方、我が国の子育てをめぐる環境に目を向けますと、家族形態の変化、地域コミュニティ意識の希薄化、就労形態の多様化などにより、子育てに対する不安や負担感が増し、孤立化や貧困にさいなまれるなど、様々な問題がさらに深刻化しています。

そうした状況を受け、令和5年4月には社会全体で子どもの成長を後押しするため「こども家庭庁」が新たに創設され、同時に全ての子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども基本法」が施行されました。

本市においても、子どもたちを令和の都だざいふの宝としてまんやかに位置付け、生きることをサポートし、すくすくのびのびと成長できるよう、さらなる居場所や出番づくりなどの「子どもまんなか施策」を最重点項目の一つとして推進しています。

その結果、昨年から念願の中学校完全給食をスタートさせ給食費も3割補助を行っています。また、世界に羽ばたく人材育成とひきこもり不登校支援をセットで行い待機児童ゼロを2年連続達成するなど、子ども・子育て支援環境も改善して来ました。

これらの取組の成果として、出生数は全国的に珍しく一時的に増加し、子育て世代をはじめとする人口の社会増も大きく伸びるなどの傾向が見られ、1700を超える全国自治体のうち65しか認定されていない自立持続可能性自治体にも認定されました。

こうした好循環を着実に次代につなげていくため、この度「第3期太宰府市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、これまで以上に子ども・子育て支援環境の改善に努めてまいりますので、皆様の変わらぬご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました太宰府市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめご協力いただきました全ての皆様に深く感謝申し上げますとともに、本市の子どもたちの限りない飛躍を心から祈念し、巻頭のあいさつといたします。

令和7年3月

太宰府市長

楠田大蔵



目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 基本理念	4
4. 計画期間	4
5. 策定体制	5

第2章 太宰府市の子育てを取り巻く環境

1. 人口・世帯の状況	6
2. 少子化の状況	10
3. アンケート調査結果概要	13
4. 現行計画評価	18
5. 現状・課題の整理	25

第3章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	26
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	27
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	30
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等	42
5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育保育施設の円滑な利用の確保	42
6. 外国へつながる幼児への支援・配慮	42
7. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	43

第4章 計画の推進に向けて

1. 施策の実施状況の点検	46
2. 計画の進捗状況の公表	46
3. 市民・企業・関係機関との連携	46
4. 計画推進に向けた役割	46

第5章 太宰府市こどもの放課後居場所づくり推進計画

1. 概要	48
2. 内容	48

参考資料	52
------	----

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

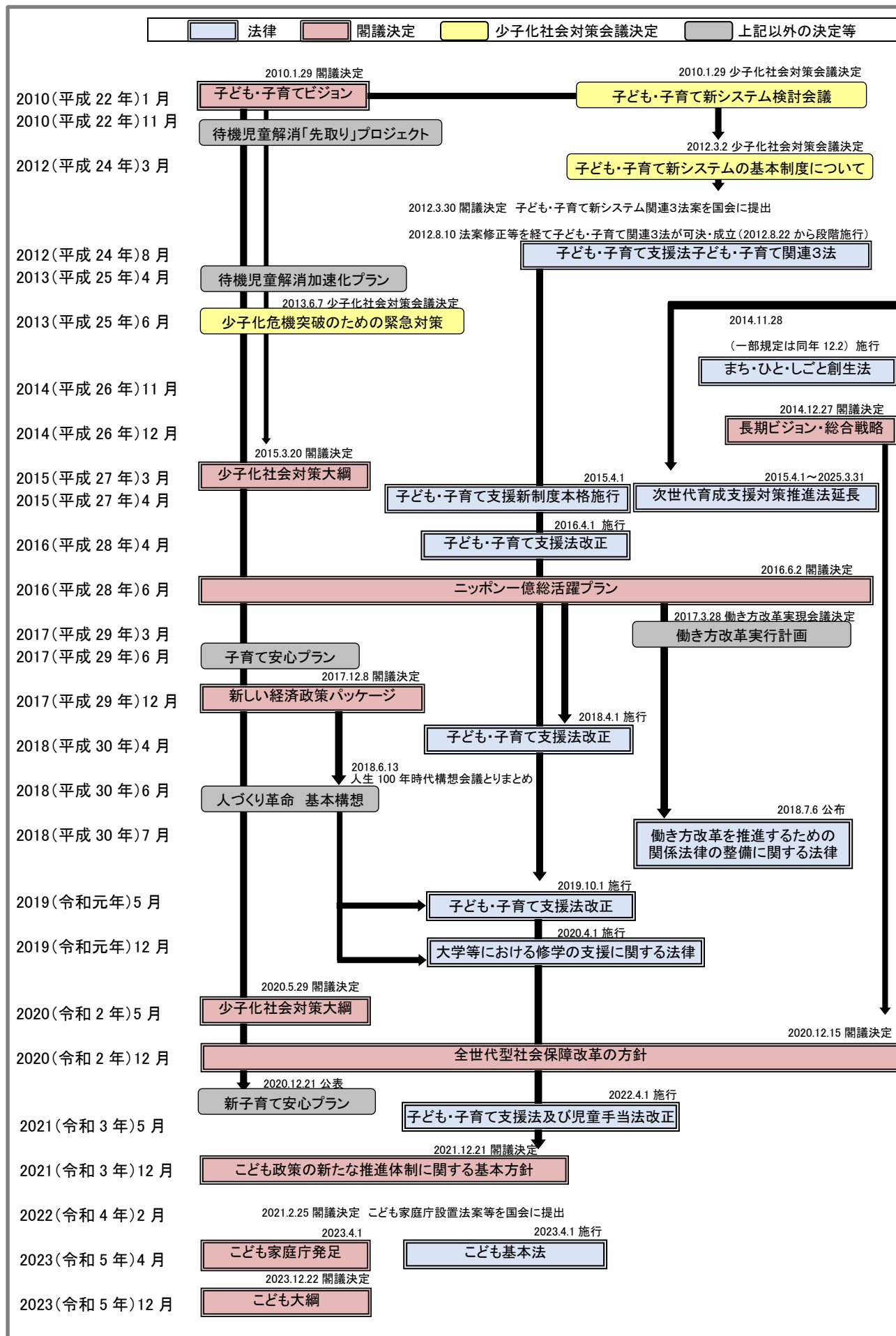
全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や共働きの増加、地域のつながりの希薄化などにより、子どもの育ちや子育ての環境は大きく変化しています。そうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、本市では平成27年度から「太宰府市子ども子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援を推進してきました。

しかしながら、社会や経済の環境の変化により、こどもを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、子育ての負担や不安、孤立感の高まりや児童虐待、ひきこもりや貧困など、様々な問題が深刻化しています。本市としても、令和2年度からの第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（まちづくりビジョン）にて太宰府型全世代居場所と出番構想を掲げ、子育て・教育環境の充実や不登校、ひきこもり対策などを進めて来ました。また、それに伴い第2期となる太宰府市子ども・子育て支援事業計画も策定しました。

このような状況の中、令和5年4月に、こどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」が創設され、同時に、「こども基本法」が施行されました。この法律は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。本市としても太宰府市子育て世代包括支援センターを設置し、いち早く子ども家庭センターも開設しました。また、令和6年度施政方針で子どもまんなか施策展開を最重点項目とし、教育大綱も改訂しました。

こうした取組が功を奏し、全国的に急速に減少傾向である出生数が本市では令和5年に上昇に転じ、人口の流入も流出を大きく上回りました。このたび「第2期子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で満了を迎えることから、こうした良い流れをさらに確かなものとするべく、現行計画の進捗状況を確認・検証するとともに、国の動向や新しい施策、本市の実情を踏まえた「第3期太宰府市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもの健やかな育ちを実現するため、子ども・子育て支援環境の更なる充実に取り組みます。

これまでの少子化対策



2. 計画の位置づけ

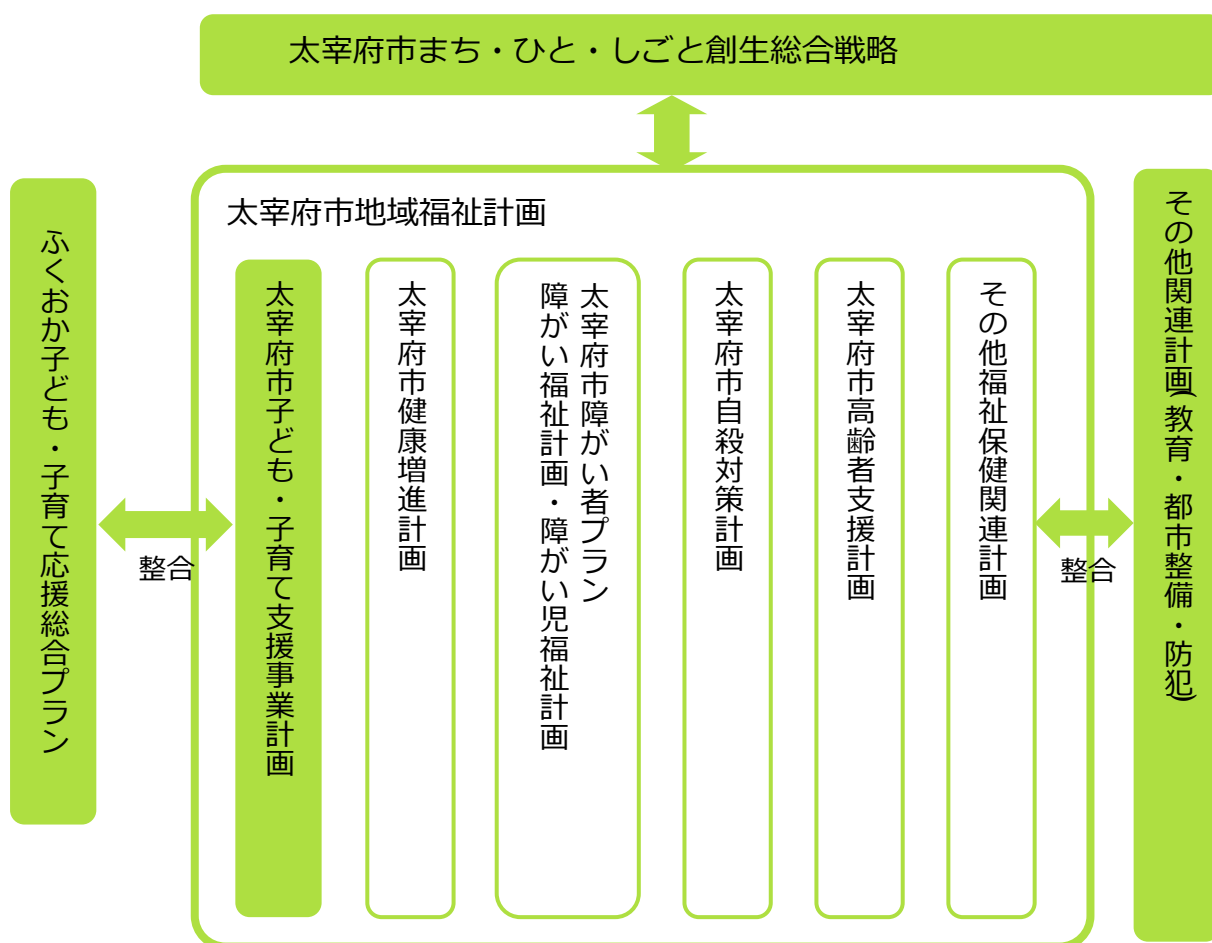
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

子ども・子育て支援法(抄)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

なお、本計画は、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、本計画の上位計画にあたる「地域福祉計画」、その他「高齢者支援計画」や「障がい者プラン」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定しています。



3. 基本理念

子ども・子育て支援法においては、第2条第1項に、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定めており、基本指針として「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであります。

このことを踏まえ、本市におきましても、太宰府型全世代居場所と出番構想を掲げ、子どもを令和の都だざいふの宝としてまんやかに位置づけ、生きることをサポートし、すくすくのびのびと成長できるよう各種の子ども施策を推進する「子どもまんやかなの施策展開」を市政運営の最重点事項の一つとして掲げています。

第3期子ども・子育て支援事業計画の計画期間中においても、子どもをまんやかに据えたきめ細やかな施策、事業を展開することにより、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そしてすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できる社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

4. 計画期間

本計画の期間については、令和7年度を開始年度とし、令和11年度までの5年間とします。

制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価、進捗状況の点検を行ない、令和11年度に計画の見直しをおこなうものとします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度（令和9年度）に見直しを行う等弾力的な対応を図ります。

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第2期太宰府市子ども・子育て支援事業計画									
					第3期太宰府市子ども・子育て支援事業計画				
							中間 見直し		計画 見直し

5. 策定体制

(1) 太宰府市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「太宰府市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識を盛り込む必要があります。そのため、太宰府市内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯と、小学校児童（小学1年生～6年生）のいる世帯を対象にその量的及び質的なニーズを把握するため、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施しました。

◆調査期間：令和5年11月30日（発送）～令和5年12月18日（締切）

◆調査方法：郵送配布・回収

◆回収状況

対象者	配布数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	1,500	689	45.9%
小学生の保護者	1,500	726	48.4%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆実施期間 令和7年1月8日～令和7年2月7日

第2章 太宰府市の子育てを取り巻く環境

1. 人口・世帯の状況

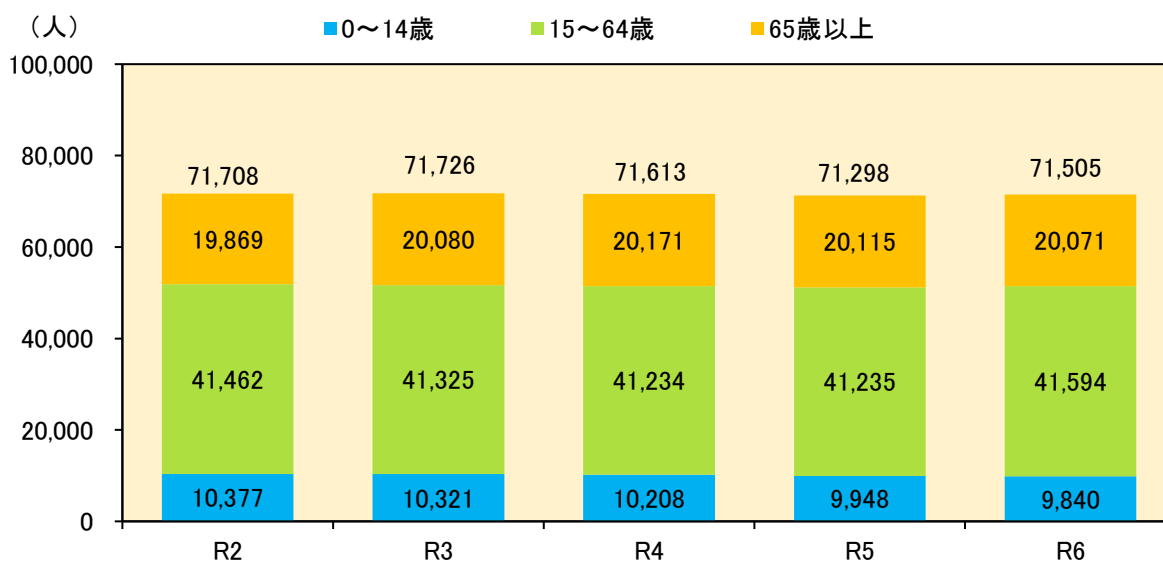
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

総人口は令和2年の71,708人から令和6年には71,505人とほぼ横ばいで推移しています。

人口推移を年齢3区分別にみると、高齢者人口(65歳以上)は微増で推移しており、生産年齢人口(15～64歳)も微増で推移、年少人口(0～14歳)は減少傾向で推移しています。

ただし、生産年齢人口割合は全国的に減少傾向である中増加に転じ、出生数も令和5年は増加に転じました。

人口の推移



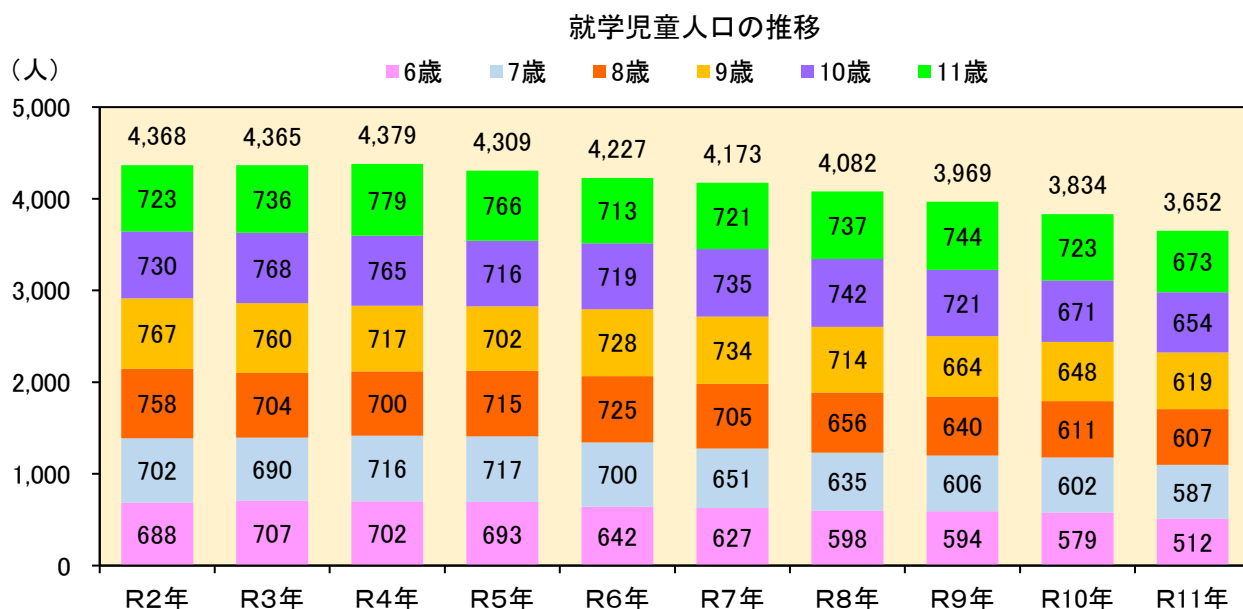
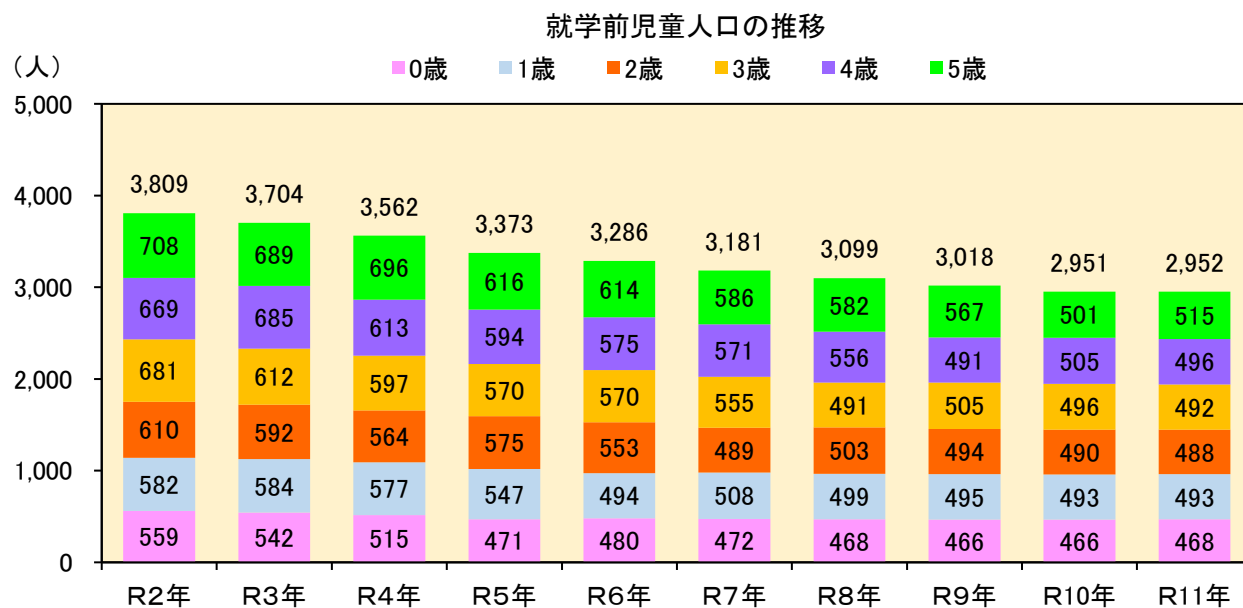
区分	R2	R3	R4	R5	R6
65歳以上	19,869	20,080	20,171	20,115	20,071
15～64歳	41,462	41,325	41,234	41,235	41,594
0～14歳	10,377	10,321	10,208	9,948	9,840
総人口	71,708	71,726	71,613	71,298	71,505

資料:住民基本台帳(3月末日現在)

(2) 児童人口の推移

児童人口を就学前児童(0～5歳)、就学児童(6～11歳)でみると、就学前児童人口は、令和2年の3,809人から令和6年には3,286人と減少傾向で推移しています。令和7年以降の就学前児童(0～5歳)人口は、緩やかに減少していくと推計されます。

就学児童人口は令和2年の4,368人から令和4年までは増減を繰り返していましたが、令和5年以降は減少し、令和6年の就学児童人口は4,227人となっています。令和7年以降の就学児童(6～11歳)人口は、減少していくと推計されます。



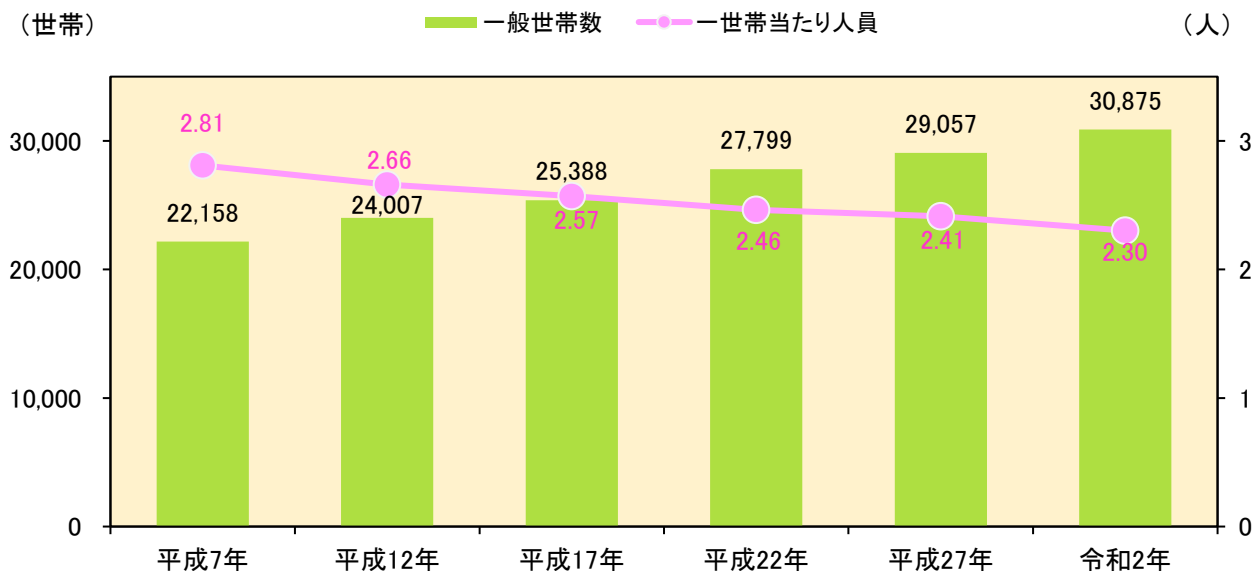
資料: 令和2～6年: 住民基本台帳(3月末日現在)
令和7～11年度: コーホート変化率法による推計値

(3) 世帯数・世帯人員の動向

一般世帯数は平成7年の22,158世帯から増加傾向で推移しており、令和2年の一般世帯数は30,875世帯となっています。

一方、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成7年の2.81人から令和2年には2.30人となっており、核家族化が進んでいます。

世帯動向の推移



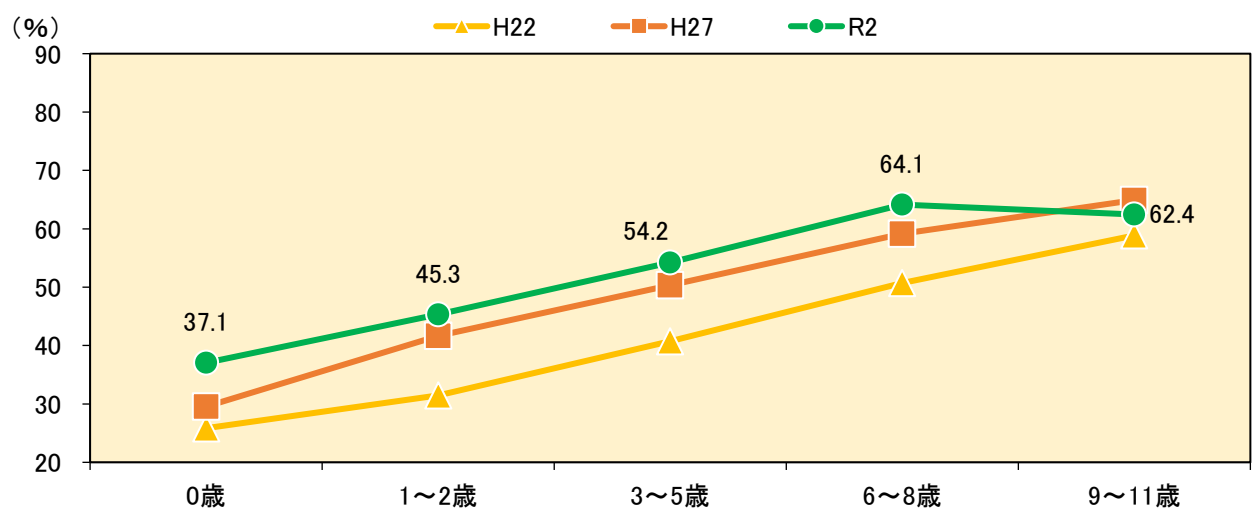
資料：国勢調査

(4) 共働き夫婦の割合

令和2年の共働き夫婦の割合を末子の年齢別にみると、「6～8歳」までは年齢が上がるにつれて共働きの割合が高くなる傾向にあります。

平成22年から令和2年の共働き夫婦の割合の推移をみると、「9～11歳」を除き、いずれの年齢においても共働き夫婦の割合は上昇しています。

末子の年齢別共働き夫婦の割合



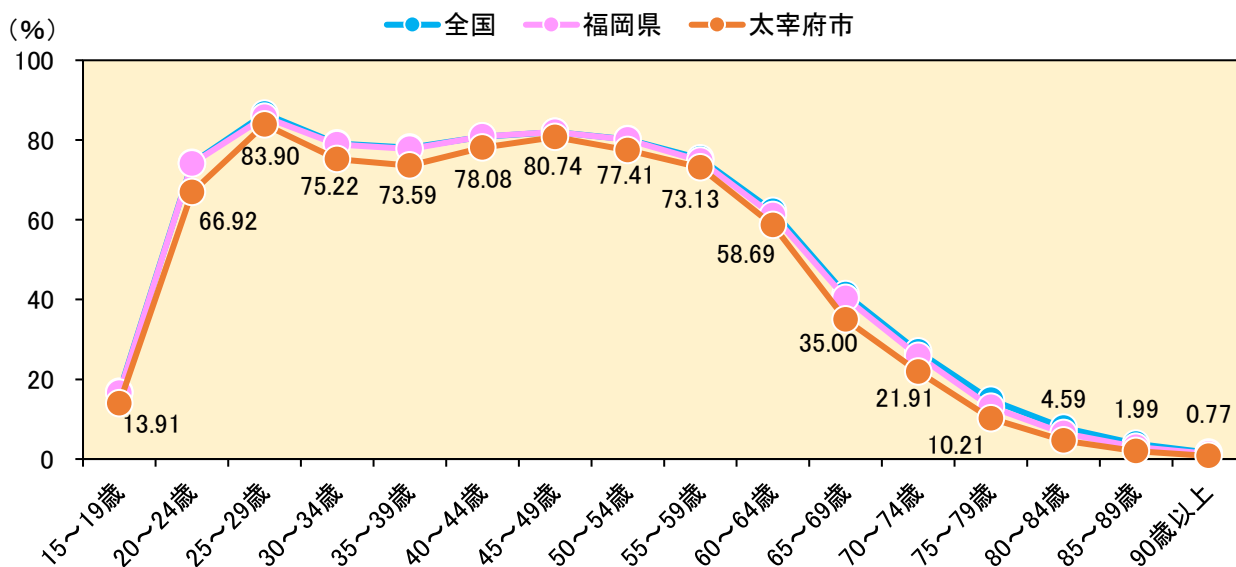
資料：国勢調査

(5) 女性の労働力率

令和2年の女性の年齢階級別労働力率をみると、国・県よりやや低い水準となっており、M字カーブ（結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び働きだすことから、アルファベットの M のような形に見えること）の底は国や県よりも低くなっています。

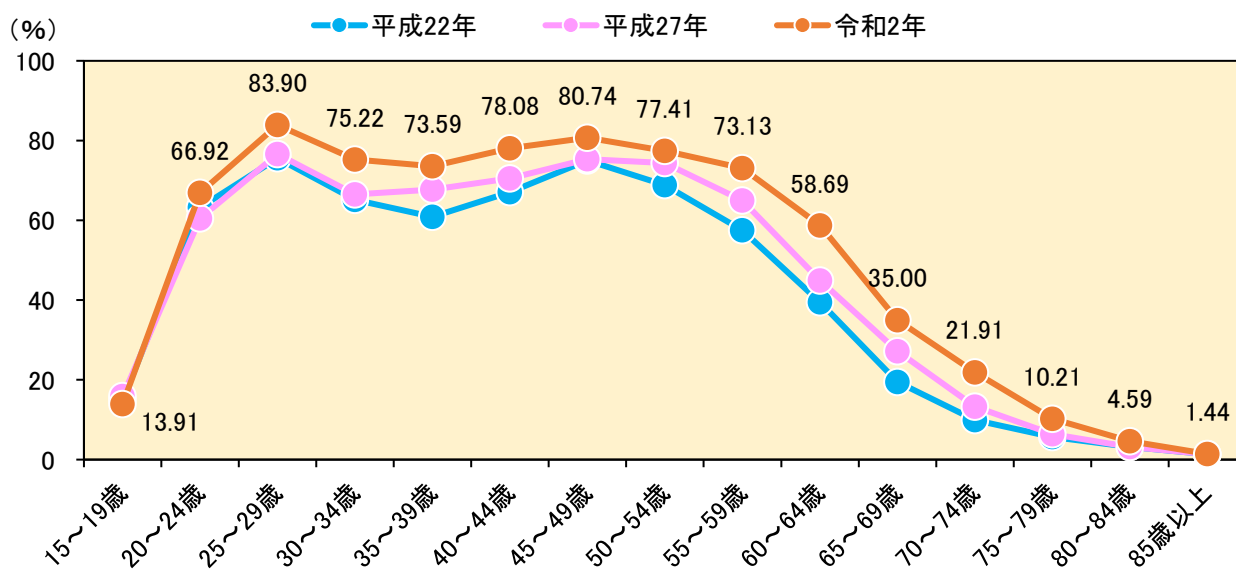
一方、平成 22 年から令和 2 年の女性の年齢階級別労働力率をみると、女性の労働力率は大きく改善されています。

女性の年齢階級別労働力率 国・県との比較（令和2年）



資料：国勢調査

女性の年齢階級別労働力率 推移（太宰府市）



資料：国勢調査

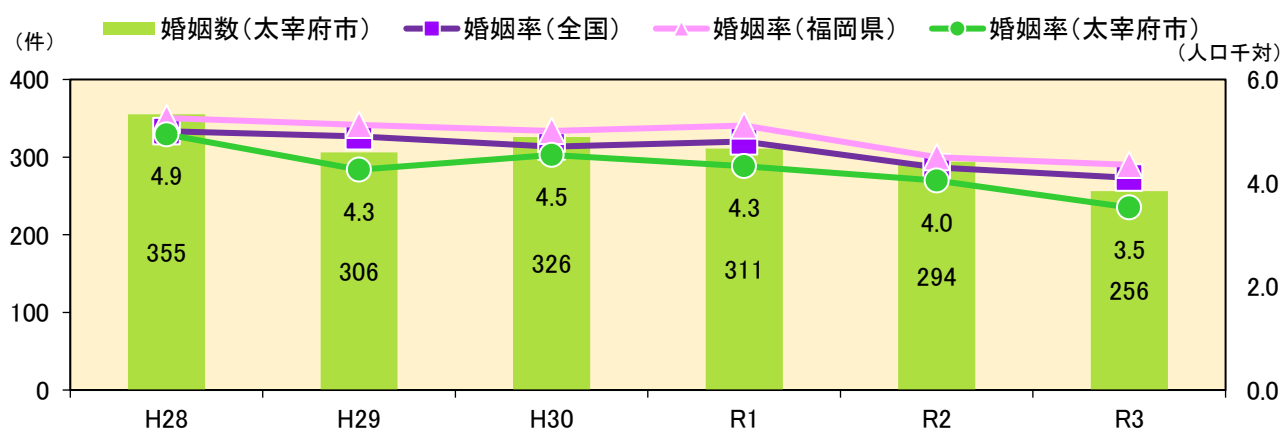
2. 少子化の状況

(1) 婚姻数・婚姻率と離婚数・離婚率の推移

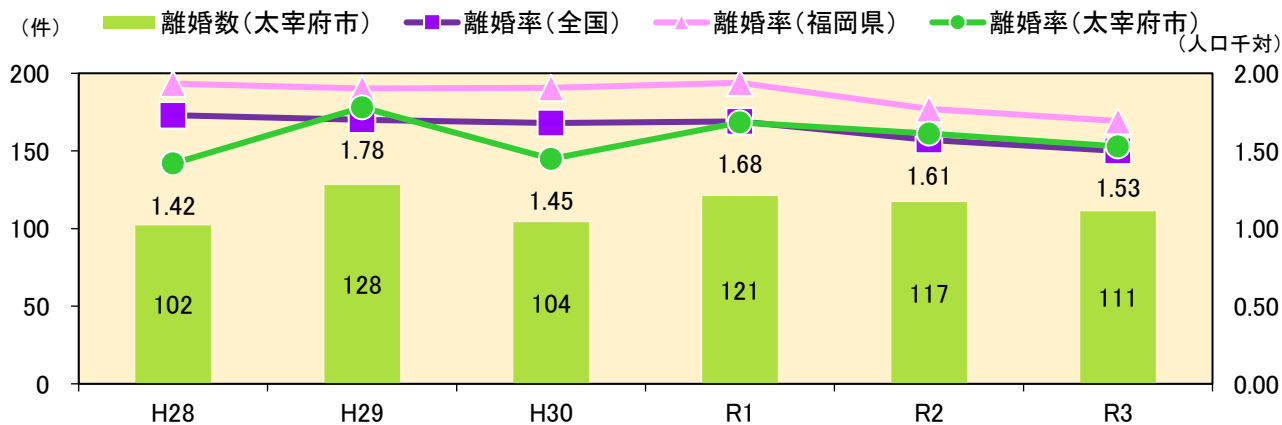
婚姻数は、平成 30 年の 326 件から年々減少傾向で推移しており、令和 3 年の婚姻件数は 256 件となっています。離婚数は、平成 28 年の 102 件から増減を繰り返し令和 3 年の離婚件数は 111 件となっています。

婚姻率・離婚率を国や県と比較すると、婚姻率は国や県より低く、離婚率は国と同等となっています。

婚姻数・婚姻率



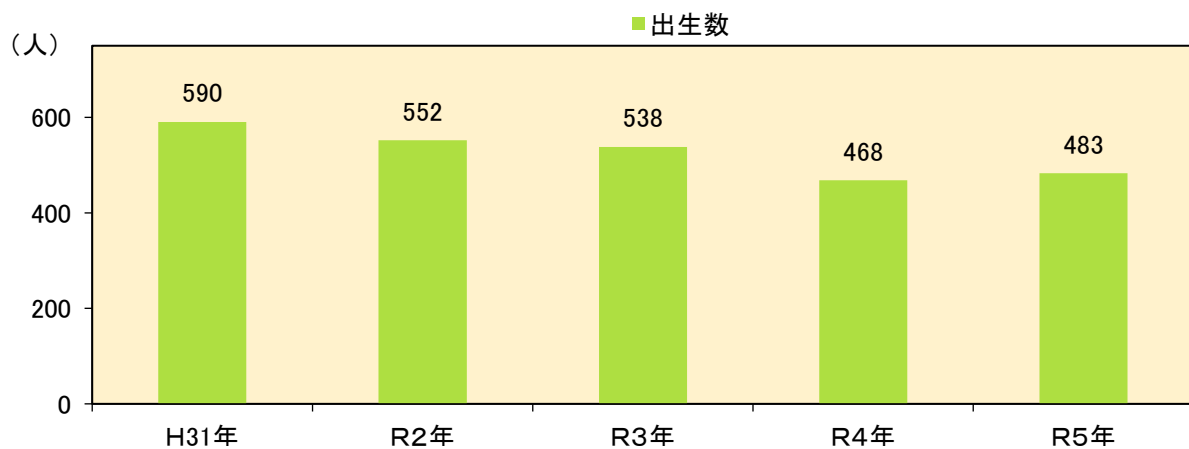
離婚数・離婚率



資料：人口動態総覧

(2) 出生数の推移

出生数は全国的な傾向と同じく年々減少傾向にありましたが、令和5年度には前年と比較し、増加に転じています。



資料:住民基本台帳年報

出生率は、平成 29 年の 8.6 から減少傾向で推移しており、令和3年には 7.4 となっており、国や県と比較すると、国より高く、県とほぼ同等の水準となっています。

太宰府市の出生率の推移

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
出生率(人/人口千人)	8.6	8.2	8.1	7.5	7.4

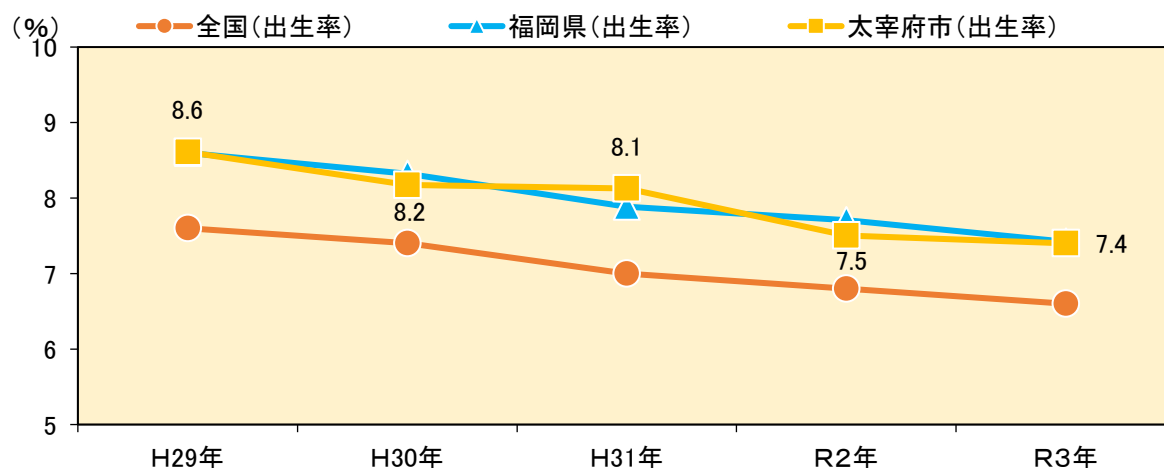
福岡県の出生率の推移

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
出生率(人/人口千人)	8.6	8.3	7.9	7.7	7.4

全国の出生数の推移

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
出生率(人/人口千人)	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6

出生率の推移



資料:人口動態総覧

(3) 合計特殊出生率

平成 30 年から令和 4 年の本市の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する）は、1.46 となっており、国や県より高くなっています。

合計特殊出生率（平成 30 年～令和 4 年）

	全国	福岡県	太宰府市
平成 30 年～令和 4 年	1.33	1.40	1.46

資料：人口動態統計特殊報告

(参考) 自立持続可能性自治体に認定

令和6年4月、人口戦略会議は、消滅可能性自治体が 4 割というセンセーショナルな発表を行いました。一方で今回新たに自立持続可能性自治体という枠組が設定され、本市は全国 1,729 自治体のうち 65 しかない自治体（20～39 歳の女性の減少率が 22 位）に選ばれました。

自立持続可能性自治体とは、人口戦略会議による試算で、移動仮定（移動傾向が一定程度続くと仮定した推計）、封鎖人口（人口移動がなく出生と死亡だけで人口が変化すると仮定した推計）ともに若年女性人口の減少率が 20%未満の自治体のことで、福岡市や近隣市、他の観光都市なども該当していません。

その傾向から、令和の都だざいふとして歴史や文化に重きを置きつつも、梅プロジェクトを通じた新産業振興や中学校完全給食の実現等による全世代居場所と出番構想など最新の魅力づくりも併せて行って来たことで、移住定住関係人口交流人口施策が軌道に乗って来たと分析しています。

3. アンケート調査結果概要

(1) 調査概要

①調査目的

「第3期太宰府市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

②実施概要

子育てに関するアンケート調査の概要

	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査
調査対象者	就学前児童(0～5歳児)の保護者	小学1～6年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	
調査方法	郵送配布、郵送回収	
配布数	1,500	1,500
有効回収数 (有効回収率)	689 (45.9%)	726 (48.4%)
調査期間	令和5年 11 月 30 日(発送)～令和5年 12 月 18 日(締切)	

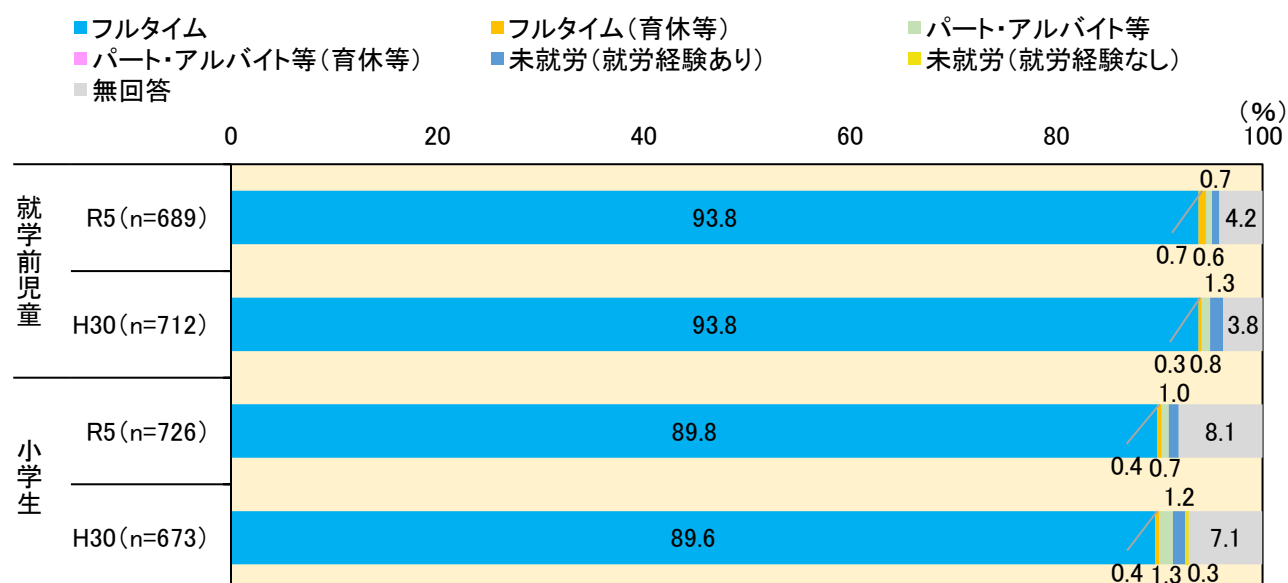
(2) 調査結果

①保護者の就労状況について

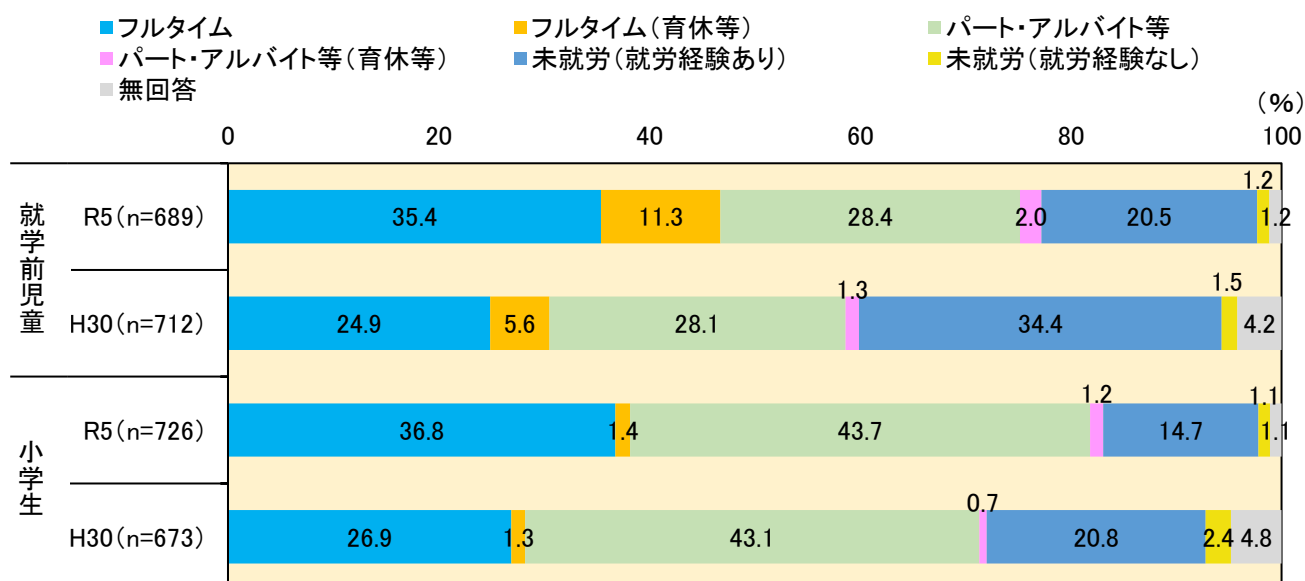
父親の就労状況について、就学前児童・小学生ともに「フルタイム(育休等含む)」での就労が90%程度となっています。母親の就労状況は、「フルタイム(育休等含む)」での就労が、就学前児童では46.7%、小学生では38.2%となっており、育休等を含めて就労している(フルタイム、パート・アルバイト等)割合は、就学前児童では77.1%、小学生では83.1%となっています。

前回調査と比較すると、父親の就労割合は、就学前児童・小学生ともに大きな差異はありませんが、母親の就労割合は高くなっており、特に就学前児童の母親の就労形態の変化が顕著となっています。

父親の就労状況（前回調査との比較）



母親の就労状況（前回調査との比較）

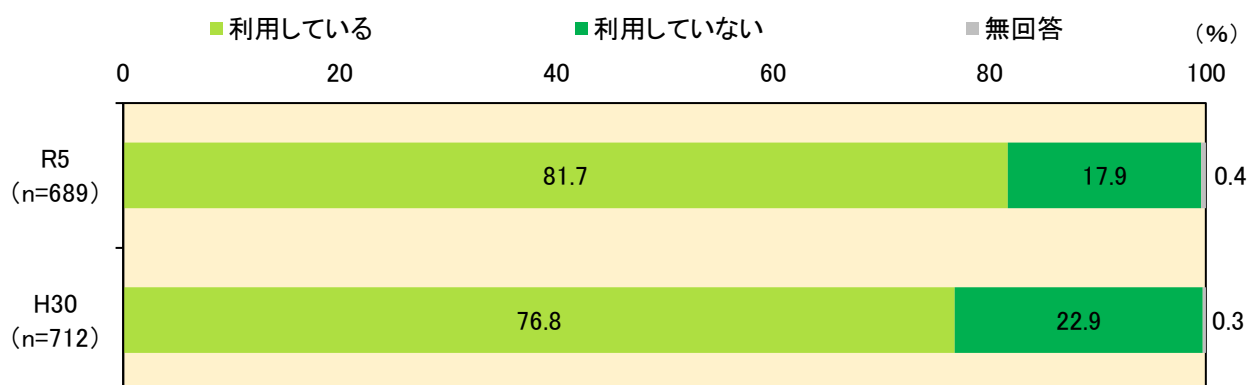


②平日の定期的な教育・保育事業の利用について

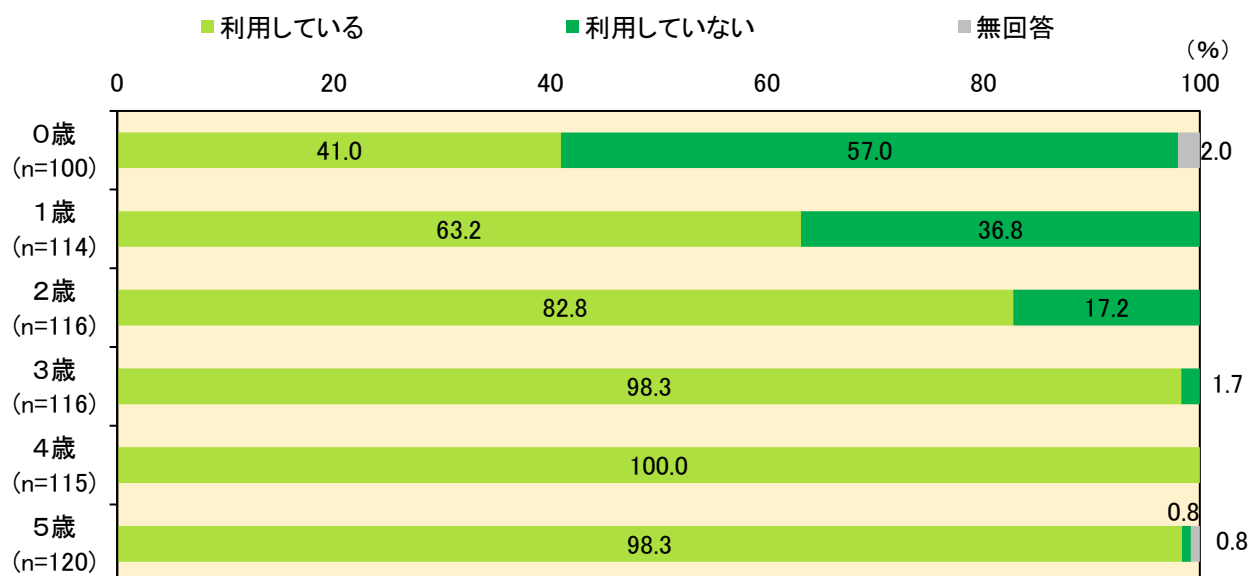
就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 81.7%となっており、前回調査と比較すると高くなっています。

年齢別の利用状況をみると、3歳児以上では、ほとんどの就学前児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童：前回調査との比較）

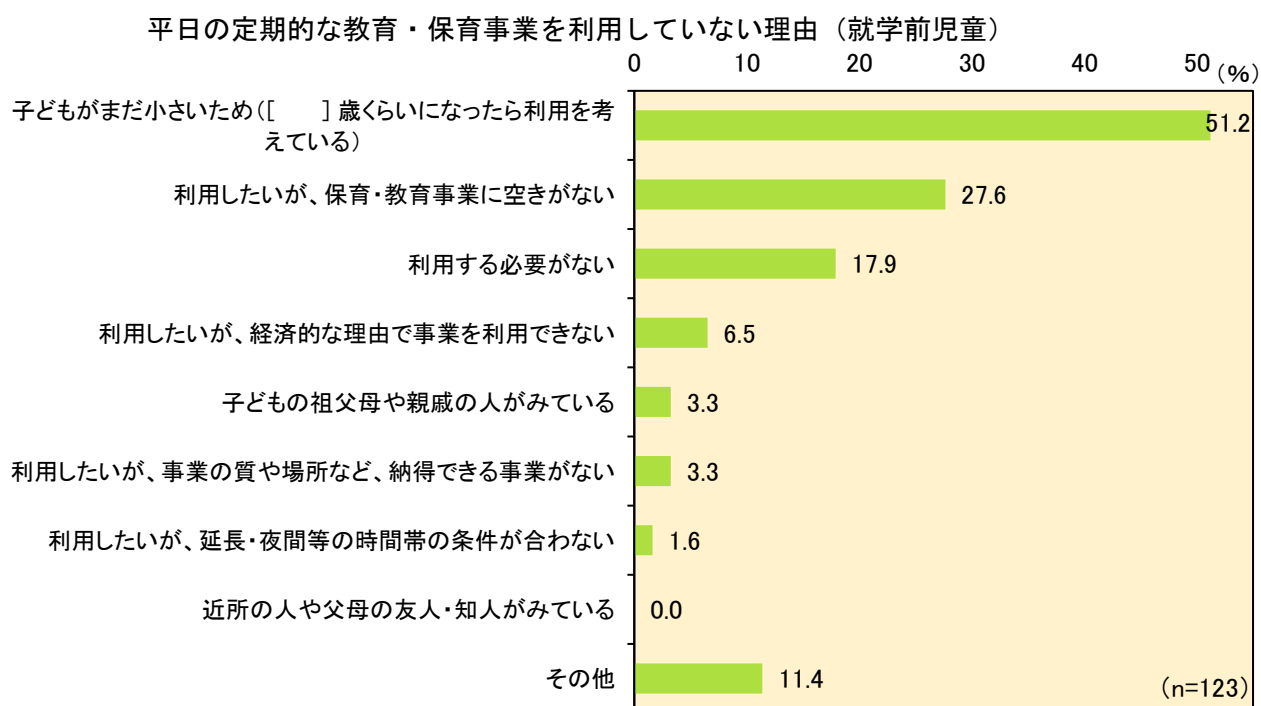


平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童：年齢別）



③平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由（複数回答）

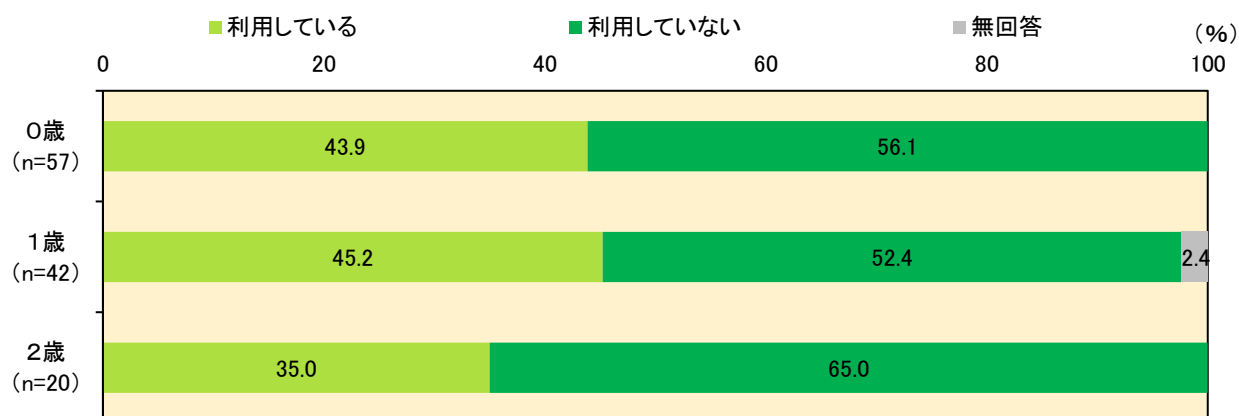
平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（〔 〕歳くらいになったら利用を考えている）」が51.2%と最も高く、次いで「利用したいが、保育・教育事業に空きがない」が27.6%、「利用する必要がない」が17.9%となっています。



④地域子育て支援拠点事業の利用について

地域子育て支援拠点事業は、主に平日の定期的な教育・保育事業を利用していない方が利用する事業であることから、平日の定期的な教育・保育事業を利用していない方の利用状況をみると、0歳及び1歳までは45%程度、2歳では35.0%が事業を利用しています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況（平日の定期的な教育・保育事業を利用していない方）

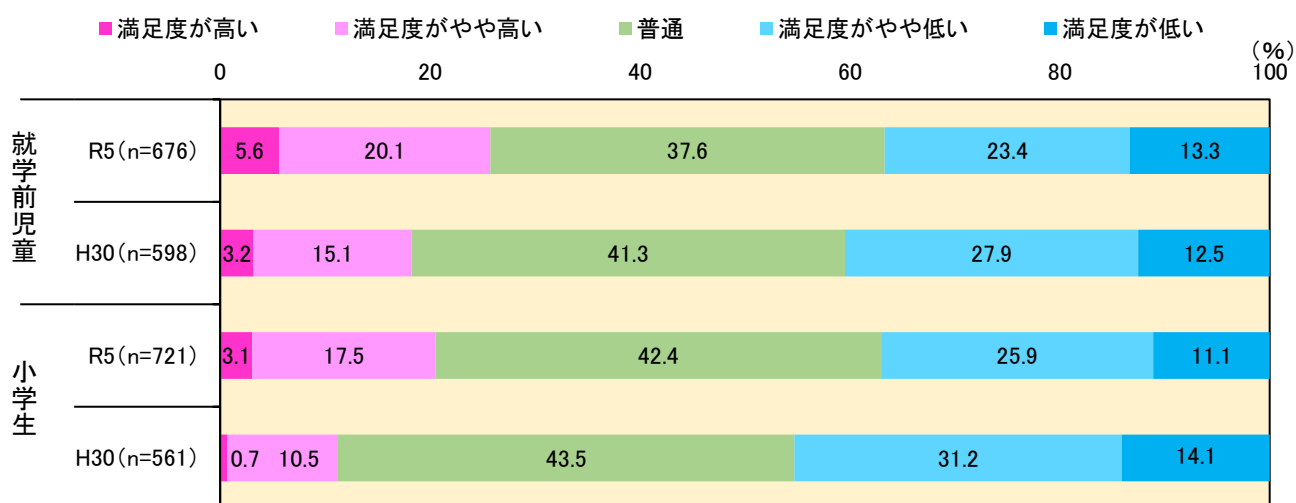


⑤子育て満足度(子育てのしやすさ)について

子育て満足度は、就学前児童・小学生ともに『満足度が低い(「満足度が低い」+「満足度がやや低い」)』計が『満足度が高い(「満足度が高い」+「満足度がやや高い」)』計を上回っています。

前回調査と比較すると、『満足度が高い』計は就学前児童では18.3%から25.7%と高くなり、小学生では11.2%から20.6%と2倍近く増加し、『満足度が低い(「満足度が低い」+「満足度がやや低い」)』計は、就学前児童、小学生ともに減少しています。

子育て満足度(前回調査との比較)



4. 現行計画評価

(1) 幼児教育・保育の量の見込みと実績値の検証

① 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

量の見込みの実績は、令和3年度以降徐々に減少しておりますが、令和6年度の申し込み者数は、上昇に転じ1,773人となっています。一方、提供数（定員）の実績は、新規認可保育所の開設等に伴い、認可外保育施設や企業主導型保育園の地域枠を含め、令和2年度の1,674人から令和6年度は1,846人となり172人の増加となりました。

計画的な認可保育所の整備により、2号・3号認定の提供数（定員）は増加しましたが、量の見込みの実績はなお提供数を上回っており、入所の円滑化を図るため、定員を超えた受け入れを行う弾力運用等で対応しています。

その結果、国の基準に基づく待機児童は、令和5年度、6年度と連続してゼロを達成しています。

【見込み】

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	1,664	1,624	1,599	1,738	1,748
2号認定	832	812	799	857	872
3号認定(0歳)	250	244	240	252	258
3号認定(1・2歳)	582	568	560	629	618
B 提供数(定員)	1,493	1,505	1,549	1,718	1,748
2号認定	768	768	779	804	834
3号認定(0歳)	222	226	240	248	248
3号認定(1・2歳)	503	511	530	547	547
企業主導型地域枠	上記に含む	上記に含む	上記に含む	119	119
C 過不足(B-A)	△ 171	△ 119	△ 50	△ 20	0

※量の見込み(R2～4は第2期当初見込み、R5～6は中間見直しにて設定(年間入所希望者数))

【実績】

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み(実績)	1,710	1,741	1,723	1,710	1,773
2号認定	885	880	868	876	925
3号認定(0歳)	243	249	244	237	231
3号認定(1・2歳)	582	612	611	597	617
B 提供数(定員・実績)	1,674	1,686	1,724	1,840	1,846
2号認定	753	753	732	798	807
3号認定(0歳)	214	218	226	240	240
3号認定(1・2歳)	476	482	499	539	539
認可外保育施設	148	148	148	148	143
企業主導型地域枠	83	85	119	115	117
C 過不足(B-A)	△ 36	△ 55	1	130	73

②特定教育施設(幼稚園・認定こども園)

◆1号【3-5歳】

1号【3-5歳】の量の見込み(実績値)は子どもの減少と保育ニーズの高まりにより、令和6年度には577人と大幅に減少しています。

定員数(実績値)は令和5年度には1,285人と減少していますが、十分充足しています。

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	861	815	775	809	809
B 量の見込み(実績値)	912	880	826	629	577
C 量の見込み差(B-A)	51	65	51	△ 180	△ 232
D 定員数(見込み)	1,270	1,270	1,270	1,340	1,340
E 定員数(実績値)	1,326	1,316	1,327	1,285	1,285
F 定員数差(E-D)	56	46	57	△ 55	△ 55
G 過不足(E-B)	414	436	501	656	708

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

①時間外保育事業

時間外保育事業の量の見込み(実績値)は、量の見込み(計画値)を下回っており、令和5年度には807人となっています。

令和5年度以降は市内16園にて実施し、確保の内容は充足しています。

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	791	768	804	844
B 量の見込み(実績値)	730	755	681	807
C 量の見込み差(B-A)	△ 61	△ 13	△ 123	△ 37
D 確保の内容(実績値)	1,443	1,453	1,457	1,586
実施園数	14	14	15	16

※量の見込み(R2~3は第2期当初見込み、R4~5は中間見直しにて設定)

②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込み(実績値)は、令和5年度に量の見込み(計画値)を上回りました。子どもの人数が減少するなか、利用者が増えている要因のひとつとして、働く保護者の増加が考えられます。

量の見込み(実績値)に対する確保方策については、現在、学童保育所 18 カ所にて実施しており、定員数は充足しています。

単位:人

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み		887	864	850	837
	1 年生	312	302	297	293
	2 年生	295	286	281	277
	3 年生	196	190	187	184
	4 年生	61	63	62	60
	5 年生	15	15	15	15
	6 年生	8	8	8	8
B 量の見込み(実績値)		742	805	799	848
	1 年生	248	288	287	308
	2 年生	221	218	241	248
	3 年生	172	172	156	179
	4 年生	76	87	80	78
	5 年生	22	30	26	21
	6 年生	3	10	9	14
C 量の見込み差(B-A)		△ 145	△ 59	△ 51	11
D 定員数(実績値)		860	900	900	900
F 過不足(D-B)		118	95	101	52
実施個所数		17	17	17	17

③子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)は、令和2年度から令和5年度まで利用はありませんでした。

◆ショートステイ

単位:延べ回数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	10	9	9	9
B 量の見込み(実績値)	0	0	0	0
C 量の見込み差(B-A)	△ 10	△ 9	△ 9	△ 9

◆トワイライトステイ

単位:延べ回数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	9	9	9	8
B 量の見込み(実績値)	0	0	0	0
C 量の見込み差(B-A)	△ 9	△ 9	△ 9	△ 8

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の量の見込み(実績値)は、令和4年度以降大きく増加しており、令和5年度には1,422回となっています。

市内4カ所にて事業を実施しており、量の見込み(実績値)に対する確保方策は充足しています。

単位:月当たり延べ回数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	2,342	2,342	1,000	2,000
B 量の見込み(実績値)	1,033	604	856	1,422
C 量の見込み差(B-A)	△ 1,309	△ 1,738	△ 144	△ 578
D 確保の内容(実績値)	1,033	604	856	1,422
実施箇所数	4	4	4	4

※量の見込み(R2～3は第2期当初見込み、R4～5は中間見直しにて設定)

⑤一時預かり事業

◆幼稚園型

一時預かり事業【幼稚園型】の量の見込み(実績値)は、幼稚園利用者の減少に伴い、令和4年度以降減少しており、令和5年度には 24,788 回となっています。

市内6カ所にて事業を実施しています。

単位:延べ回数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	21,853	20,677	25,958	25,958
B 量の見込み(実績値)	33,369	33,540	27,200	24,788
C 量の見込み差(B-A)	11,516	12,863	1,242	△1,170
D 確保の内容(実績値)	33,369	33,540	27,200	24,788
実施個所数	5	5	6	6

※量の見込み(R2～3 は第 2 期当初見込み、R4～5は中間見直しにて設定)

◆幼稚園型を除く

一時預かり事業【幼稚園型を除く】の量の見込み(実績値)は、令和4年度を除き 2,400 人程度で推移しています。

令和5年度は4カ所にて事業を実施しており、量の見込み(実績値)に対する確保方策は充足しています。

単位: 延べ回数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	3,708	3,602	2,655	2,841
B 量の見込み(実績値)	2,321	2,481	1,643	2,418
C 量の見込み差(B-A)	△1,387	△1,121	△1,012	△423
D 確保の内容(実績値)	4,727	5,543	5,589	5,589
実施個所数	4	4	4	4

※量の見込み(R2～3 は第 2 期当初見込み、R4～5は中間見直しにて設定)

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の量の見込み(実績値)は、令和5年度は利用料が無償化されたことにより、量の見込みを上回り 556 人となっています。市内2カ所にて事業を実施しており、量の見込み(実績値)に対する確保方策は充足しています。

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	1,629	1,583	400	400
B 量の見込み(実績値)	167	378	241	556
C 量の見込み差(B-A)	△ 1,462	△ 1,205	△ 159	156
D 定員数(実績値)	1,928	1,928	1,928	1,928
E 定員数差(D-B)	1,761	1,550	1,687	1,372
実施個所数	2	2	2	2

※量の見込み(R2～3 は第2期当初見込み、R4～5 は中間見直しにて設定)

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の量の見込み(実績値)は増加傾向にあり、令和5年度には 241 人となっています。

量の見込み(実績値)に対する確保方策については充足しています。

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	184	178	110	110
B 量の見込み(実績値)	57	152	109	241
C 量の見込み差(B-A)	△ 127	△ 26	△ 1	131
D 確保の内容(実績値)	57	152	109	241

※量の見込み(R2～3 は第2期当初見込み、R4～5 は中間見直しにて設定)

⑧利用者支援事業

利用者支援事業は、基本型・特定型、母子保健型ともに市内1カ所ずつ、計2カ所にて実施しています。

単位:カ所

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	0	2	2	2
基本型・特定型	0	1	1	1
母子保健型	0	1	1	1
B 確保の内容(実績値)	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1

⑨妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業の量の見込み(実績値)は、減少傾向にありましたが、令和5年度には 5,868 回と増加しています。

単位:延べ回数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	6,969	6,877	5,820	5,520
B 量の見込み(実績値)	6,606	5,630	5,577	5,868
C 確保の内容(実績値)	6,606	5,630	5,577	5,868

※量の見込み(R2～3 は第 2 期当初見込み、R4～5は中間見直しにて設定)

⑩乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み(実績値)は、出生数の減少により、令和5年度には 485 人となっています。

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	606	598	506	491
B 量の見込み(実績値)	562	521	486	485
C 量の見込み差(B-A)	△ 44	△ 77	△ 20	△ 6
D 確保の内容(実績値)	562	521	486	485

※量の見込み(R2～3 は第 2 期当初見込み、R4～5は中間見直しにて設定)

⑪養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の量の見込み(実績値)は増加傾向にあり、量の見込みを上回っています。
家庭の養育状況の把握に努め、対応しており、確保の内容は充足しています。

単位:世帯

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
A 量の見込み	22	22	30	30
B 量の見込み(実績値)	28	37	98	50
C 量の見込み差(B-A)	6	15	68	20
D 確保の内容(実績値)	28	37	98	50

※量の見込み(R2～3 は第 2 期当初見込み、R4～5は中間見直しにて設定)

5. 現状・課題の整理

(1) 人口・世帯の状況

本市の人口・世帯の状況をみると、全国的には減少傾向のなか総人口は横ばいで推移しているものの、少子高齢化が徐々に進展している状況にあります。一方で、生産年齢人口割合は全国的に減少傾向である中、令和5年から増加に転じています。

また、全国的に急速に出生率低下が進むなか令和5年以降の0歳児の人数は500人を割り込みましたが、令和6年は前年度に比べ増加に転じました。

さらに、中学校完全給食の開始などにより、令和5年の本市への転入者は前年に比べ200人以上大幅に増加し、転出者も100人以上減少したため、社会増は30倍以上となりました。

こうした中、就業状況については、末子の年齢別共働き夫婦の割合は増加傾向にあり、女性の年齢階級別労働力率も増加していることから、教育・保育ニーズは高まることが予想されます。

(2) 少子化の状況

本市の年間の婚姻数は、令和2年以降300件を割り込んでいます。この要因としては新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられます。婚姻数の減少に伴い、出生数も減少している状況ですが令和5年は、前年に比べ増加に転じています。

結婚観については人それぞれですが、若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備や、結婚を希望する者への支援が必要と考えられます。

(3) アンケート調査結果による状況

前回調査と比較し、就学前児童の母親の就労割合が高くなっています。それにより、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況も前回と比較し増加しており、今後も教育・保育ニーズは高まることが予想されます。

子育て満足度については、就学前児童、小学生ともに満足度は増加しており、今後も各種子育て施策を積極的に推進していくことが重要です。

(4) 現行計画評価(子ども・子育て支援事業計画)による状況

①保育施設(認可保育所・認定こども園・地域型保育施設)

就学前児童人口は減少しているものの、保護者(特に母親)の就労増加に伴い、教育・保育ニーズが高まっています。よって、定員数は増加しているものの、認可保育所等に限れば、不足が発生している状況にあります。

一方では、慢性的な保育士不足が課題になっていることから、保育士の確保、負担軽減策に引き続き取り組む必要があります。

②特定教育施設(幼稚園・認定こども園)

特定教育施設(幼稚園・認定こども園)の量の見込み及び確保方策については、確保方策が量の見込みを大きく上回っており、保護者の就労状況の推移をみても、確保方策は充足できる見通しです。

③地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業について、いずれの事業においても実施個所の増加等により確保方策は充足している状況にあります。

しかし、放課後児童健全育成事業については、需要と供給の見直しが必要な地域も存在します。

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【 国の区域設定における考え 】

- ◆地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ◆小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ◆地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ◆教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 本市の教育・保育提供区域について

市内全域を1つの区域として以下の理由から設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

- ◆保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ◆区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・市すべてに負担が発生します。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めなければいけません。

市内に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育園等)の利用状況」と、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【 保育の必要性の認定区分 】

- ◆1号認定3～5歳 幼児期の学校教育(19条1項1号に該当：教育標準時間認定)
- ◆2号認定3～5歳 保育の必要性あり(19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定)
- ◆3号認定0～2歳 保育の必要性あり(19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定)

(2) 1号認定+2号認定(教育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策

【事業内容・実績】

1号認定の実績値は減少傾向にあり、令和6年度には577人と大幅に減少しています。

実績値

単位:人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	912	880	826	629	577

※実績値は各年4月1日現在

量の見込みと確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	637	607	581	559	560
B 確保方策(定員数)	1,010	810	810	810	810
C 量の見込み差(B-A)	373	203	229	251	250

【量の見込みと確保方策】

今後も量の見込みは減少することが予想され、令和11年度には560人になる見込みです。令和8年度には、幼稚園から認定こども園への移行により、提供数が減少しますが、量の見込みに対する定員数は、十分充足しています。

今後、幼稚園から認定こども園への移行が行われ提供数が変更になった場合は、適宜見直しを行ないます。

(3) 2号認定(保育ニーズ) + 3号認定の実績・量の見込み・確保方策

【事業内容・実績】

2号認定(保育ニーズ)+3号認定については、0歳～就学前の児童で、保護者が仕事や疾病などの理由で保育ができない場合に保育所等での保育の必要性を認定するものです。

量の見込みの実績では、就学前児童人口の減に伴い、令和4年度、5年度と減少したものの、6年度には増加に転じています。

なお、本市には、これらの児童の受け皿として令和6年4月1日現在、認可保育所11園(合計定員1,427人)、認定こども園1園(合計定員85人)、小規模保育施設4園(合計定員74人)、認可外保育施設(143人)及び企業主導型保育園6園(地域枠合計定員117人)が存在します。

実績値

単位:人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(実績)	1,544	1,562	1,536	1,510	1,579
2号認定	882	876	863	866	914
3号認定(0歳)	101	97	83	83	79
3号認定(1歳)	271	290	299	279	275
3号認定(2歳)	290	299	291	282	311

※実績値は各年4月1日現在

量の見込みと確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	1,818	1,769	1,722	1,681	1,682
2号認定	1,017	968	929	892	893
3号認定(0歳)	238	235	234	234	235
3号認定(1歳)	284	279	277	276	276
3号認定(2歳)	279	287	282	279	278
B 確保方策(定員数)	1,796	1,826	1,826	1,826	1,826
2号認定	822	847	847	847	847
3号認定(0歳)	226	226	226	226	226
3号認定(1歳)	259	259	259	259	259
3号認定(2歳)	264	269	269	269	269
認可外保育施設	108	108	108	108	108
企業主導型地域枠	117	117	117	117	117
C 過不足(B-A)	△ 22	57	104	145	144

※量の見込みの3号認定(0歳)については、年度途中での申請が多いため、年間の申請実績を勘案しています。

※確保方策(定員数)には、定員を超えて児童の受け入れを行う弾力運用は含まれていません。

【量の見込みと確保方策】

今後の量の見込みについては、就学前人口の減に伴い、令和7年度をピークに緩やかに減少するものと見込んでいます。

確保方策については、本市がこれまでに計画的に整備し、増加に努めてきた認可保育所等の定員数をベースとしつつ、認可外保育施設や企業主導型保育園の地域枠の活用等により、充足するものと予想しています。

また、一方では大きな課題となっている保育士の確保・負担軽減について、認可保育所はもとより、地域の大学等との連携に努め、各種施策に取り組んでいくとともに、保護者の選択肢の拡大等に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園への既存施設からの移行について、事業者の意向も踏まえて検討してまいります。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法で、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている事業について、アンケート調査の結果や事業の実績値等を基に量の見込みを算定し、それに対応した確保方策を設定します。

(1) 時間外保育事業

【事業内容・実績】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

現在、市内 16 園にて実施しています。

実績値

単位：人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込み)
A 実績値	730	755	681	807	818

量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	1,000	991	982	975	993
B 確保方策	1,000	991	982	975	993
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

事業ニーズは増加傾向にあるものの、児童数の減少に伴い、今後の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業内容・実績】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育施設や小学校の余裕教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和6年度現在、市内7小学校全てにおいて設置されており、18カ所(合計定員900人)で運営を行なっています。また、運営に関しては、指定管理者制度を導入しています。

近年、入所希望者が増加傾向となっており、特に、低学年(1～3年生)におけるニーズが高くなっています。

通年の利用においては、一部の小学校で申込者数が増加しています。また、夏休みなど長期休み期間中は入所希望者が一気に増大するため、臨時的に空き教室を利用し定員を確保しています。

学校施設の活用については、学校現場における特別支援学級の増加などにより、今後は余裕教室の借用が困難な状況です。

実績値

単位:人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込み)
A 実績値	742	805	799	848	858

量の見込みと確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	839	830	829	829	804
低学年	698	680	676	671	644
高学年	141	150	153	158	160
B 確保方策(定員数)	955	955	955	955	955
C 差(A-B)	116	125	126	126	151

【量の見込みと確保方策】

現在、入所受付期間内における通年入所児童に待機は発生していません。就学人口の減少はありますが、共働き世帯は増加が予想されることから、ニーズ量はゆるやかに減少する見通しとしています。

定員確保に向けては、余裕教室の活用が難しくなっていることから、児童数の増加が見込まれる地域については、学童保育所の新設を行う等、市長部局と教育委員会との連携を図りつつ、その整備に努めます。

老朽化している施設については、計画的な建て替えを検討し、ニーズに即した定員の確保を図ります。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業内容・実績】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本市では、現在、3施設と契約をして事業を実施しています。

実績値

単位：延べ人数

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度（見込み）
A 実績値	0	0	0	0	130

量の見込みと確保方策

単位：延べ人数

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	130	130	130	130	130
B 確保方策	130	130	130	130	130
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

今後も事業所や里親との契約を維持することにより、量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容・実績】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。令和6年度現在、市内4カ所にて事業を実施しています。

実績値

単位：月当たり延べ人数

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度（見込み）
A 実績値	1,033	604	856	1,152	1,751

量の見込みと確保方策

単位：月当たり延べ人数

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	3,072	3,752	3,714	3,669	3,699
B 確保方策	3,072	3,752	3,714	3,669	3,699
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込みと同数を確保できていることから、充足できる見通しです。

引き続き、地域における子育て支援の充実に努め、地域の子育てグループ等を支援し、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進します。

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆幼稚園型

【事業内容・実績】

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

現在、市内6カ所にて事業を実施しています。

実績値

単位:延べ回数

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込み)
A 実績値	33,369	33,540	27,200	24,788	20,712

量の見込みと確保方策

単位:延べ回数

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	27,518	26,222	25,099	24,149	24,192
B 確保方策	27,518	26,222	25,099	24,149	24,192
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、調査による教育ニーズの希望等も含み、算出しています。今後も市内 6 か所にて事業を行うことにより、確保方策は充足できる見通しです。

◆幼稚園型を除く

【事業内容・実績】

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。現在、市内4カ所にて事業を実施しています。

実績値

単位:延べ回数

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込み)
A 実績値	2,321	2,481	1,643	2,418	1,593

量の見込みと確保方策

単位:延べ回数

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
B 確保方策	5,589	5,589	5,589	5,589	5,589
C 差(B-A)	1,889	1,889	1,889	1,889	1,889

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、ニーズ調査の結果も含め、量を見込んでおり、引き続き市内4カ所で事業を実施し、確保方策は、量の見込み以上を確保できていることから充足できる見通しです。

(6) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業内容】

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずに形で支援を強化する事業として、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度で令和8年度から全自治体で実施することとされています。

【確保方策】

令和8年度実施に向けて、ニーズを捉え、体制を確保していきます。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業内容・実績】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。現在、市内2カ所にて事業を実施しています。

実績値

単位:人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込み)
A 実績値	167	378	241	556	420

量の見込みと確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	560	560	560	560	560
B 確保方策	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
C 差(B-A)	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込み以上を確保できることから、今後も2施設での対応で充足できる見通しです。

一時的に利用者が多く、対応できない場合等は、他市町村の同様の施設等を活用できる体制を整えています。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容・実績】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ニーズは年々増加傾向にあり、令和5年度には利用者が大きく増加しています。

実績値

単位：人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度（見込み）
A 実績値	57	152	109	241	546

量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	550	550	550	550	550
B 確保方策	550	550	550	550	550
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※国マニュアルでは、放課後の子どもの居場所としての子育て援助活動支援事業を量の見込みとして算出するものとなっているが、調査結果から放課後の子どもの居場所として利用を希望する回答はありません。

※放課後の子どもの居場所としての見込み量はないものの、本事業は、重要な子育て支援施策であり、放課後の子どもの居場所だけではなく、それ以外の利用も含め量の見込みを設定するものとします。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込みと同数を確保し、充足できる見通しです。

事業の維持に向け、引き続き会員登録講習会を開催し、援助できる会員数増加に努めます。

(9) 利用者支援事業

【事業内容・実績】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業は、基本型、こども家庭センター型の市内1カ所ずつ、計2カ所にて実施しています。

量の見込みと確保方策

単位:カ所

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
B 確保の内容	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

子育て支援センターが、よりきめ細やかなサポートを行えるよう、体制の維持・充実に努めます。

【妊婦等包括相談支援事業】

出産、育児等の見通しを立てるための面談等(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出時や乳児家庭全戸訪問等)やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談事業です。

量の見込み

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①妊娠届出時	472	468	466	466	468
②妊娠8か月前後	472	468	466	466	468
③出生届出	472	468	466	466	468

③は乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施します。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込みと同数を確保し、充足できる見通しです。

妊婦、その配偶者等に対して、情報提供や相談等に応じ、必要な支援につなげられるよう努めます。

(10) 妊婦健康診査事業

【事業内容・実績】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実績値					単位:延べ回数
区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度(見込み)
A 実績値	6,606	5,630	5,577	5,868	5,412

量の見込みと確保方策					単位:延べ回数
区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	5,428	5,382	5,359	5,359	5,382
B 確保方策	5,428	5,382	5,359	5,359	5,382
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込みと同数を確保し、充足できる見通しです。

妊婦の健康の保持・増進、安心・安全な妊娠・出産の助けになるよう検討を行いながら、継続して事業を実施していきます。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容・実績】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

出生数の減少に伴い実施数は減っていますが、対象となるほぼ全数に訪問できています。

また、訪問実施に至らなかった場合でも、電話や乳幼児健康診査、その他の事業や、医療機関との連携により、全数の状況を把握しています。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度(見込み)
A 実績値	562	521	486	485	480

量の見込みと確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	472	468	466	466	468
B 確保方策	472	468	466	466	468
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込みと同数を確保し、充足できる見通しです。

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行ないます。

(12) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

量の見込みと確保方策

単位:人日

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	339	393	447	503	561
B 確保方策	339	393	447	503	561
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込みと同数を確保し、充足できる見通しです。

今後、産後ケアを必要とする産婦は増加すると見込まれることから、事業内容を充実させ、支援体制の確保に努めます。

(13) 養育支援訪問事業

【事業内容・実績】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実績値

単位:世帯

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度(見込み)
A 量の見込み	28	37	98	50	54

量の見込みと確保方策

単位:世帯

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	55	55	55	55	55
B 確保方策	55	55	55	55	55
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込みと同数を確保できていることから充足できる見通しです。

育児に困難感を抱えたケースは依然として多いことが考えられるため、心身共に不安定になりやすい妊娠期の早期から関わり、切れ目のない支援を心がけます。

(14) 実費徴収に係る補足を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、副食費その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月から子ども・子育て支援事業新制度未移行幼稚園の副食費徴収に係る補足給付事業を実施しています。今後も国の動向に応じて引き続き支援を行っていきます。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

【新規3事業について】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業（以下「新規3事業」という。）が新たに創設され、令和6（2024）年4月1日から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

①子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

対象家庭を訪問し、下記の支援を行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施するものです。

- ◆家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ◆育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

量の見込みと確保方策

単位:人日

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	165	165	165	165	165
B 確保方策	165	165	165	165	165

②児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

<包括的に実施する内容>

◆安全・安心な居場所の提供

◆生活習慣の形成

(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)

◆学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)

◆関係機関との連携

量の見込みと確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	14	14	14	14	14
B 確保方策	14	14	14	14	14

③親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

量の見込みと確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み					
B 確保方策					

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

今後、認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望等を勘案しながら、地域の実情や希望する移行類型、必要な施設整備等について助言を行うなど、適切な対応に努めます。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

このことから、講演会・研修会等を通して、幼児教育・保育の専門性等を高めるとともに、園（所）長会議をはじめ、各施設との連携を強化し、当該施設内の研修を支援することにより幼児教育・保育の質の向上に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至る子どもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えるため、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

6. 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれています。そのような幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報提供や相談支援等を行います。

8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により創設された、「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、公正かつ厳正な支給の確保、保護者の経済的負担や利便性等の勘案が必要です。

本制度の運用について、本市では、「子育てのための施設等利用給付」の給付申請に際し、申請書の取りまとめ等を各利用施設に依頼し連携することで、保護者の利便性を図り、支払いにおいても校正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

今後も利用者に対する当該制度の周知を行い、対象施設へも必要な支援を実施していきます。

9. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ・本市における児童虐待の相談件数は、年々増加傾向となっています。また、全国的にも重篤な虐待事件が発生しており、社会問題にもなっています。
- ・令和5年度に設置したこども家庭センターの運営においては、専門職の人材確保、年々増加する相談件数に対し対応する職員不足、相談室の場所がわかりにくく、利用しにくいことなどが課題となっています。
- ・今後は、児童福祉法改正等を踏まえた既存の事業の推進とともに、本市の児童虐待防止に向けた体制の整備と専門性の強化が必要です。

【事業及び取り組み内容】

事業及び、取 り 組 み	内 容
関係機関等との連携	児童虐待の早期発見のため、太宰府市要保護児童対策地域協議会を含めた関係機関との連携を図るとともに、要保護児童に関する通告義務等、児童虐待防止について市民への啓発に努めます。
保育の必要性がある児童への適切な保護	要保護児童に対して、適切な保護が行われるように保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関の連携を図ります。
里親制度の啓発	県や児童相談所等との連携により、家庭環境に恵まれない子どものための里親制度の啓発に努めます。
乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、保健師・助産師・保育士が訪問し、保護者の健康状態、乳児の発育・疾病予防等について指導助言を実施します。また、状況に応じて子育てに関する情報提供を行ない、必要なサービスにつなぐ事業です。
養育支援訪問事業(再掲)	母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、20歳未満の養育者・産後うつ・育児ノイローゼなど、妊娠や子育てに対して不安を抱えている、支援を必要とする妊婦や、世帯に対して、助産師・保健師・保育士が訪問し、相談や支援を行なう事業です。
子育て短期支援事業(再掲)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
児童育成支援拠点事業(再掲)	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。
子育て世帯訪問支援事業(再掲)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、子育てと生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

【事業及び取り組み内容】

事業及び取り組み	内容
児童扶養手当支給	ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的に、父(母)と生計を同じくしていない児童について手当を支給します。
ひとり親家庭等医療支給	ひとり親家庭の父・母・児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保健医療費の助成を行ないます。
高等職業訓練促進給付	ひとり親家庭の父・母の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給します。
自立支援教育訓練給付	ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、ひとり親家庭の父・母が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。
児童扶養手当受給者に対する JR 通勤定期の割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯の人が、JR の通勤定期乗車券を購入する場合に定期券の割引(3割)を行ないます。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の方が、修学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行ないます。
養育費に関する支援事業	ひとり親の養育費に関する取り決めに促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等作成費用に対して、養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金を、保証会社と締結する場合は、本人負担費用(保証料)に対して、養育費保証契約締結支援事業補助金を交付します。
各関係団体との連携強化	主任児童委員を中心に、民生委員・児童委員等の関係団体の連携を強化し、地域の相談機能の充実を図ります。

(3) 障がい児施策の充実等

- ・本市における 18 歳以下の障がい者手帳の所持者数及び障がい児通所支援の利用者数は、増加傾向にあります。
- ・自立支援医療（育成医療）の給付、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の取り組みを推進し、障がいや発達の違い等により支援が必要な子どもとその家族に対する支援の充実に努めます。
- ・支援が必要な子どもの個々の特性に応じた支援を行うために、幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図りながら、適切な支援の充実に努めます。
- ・認可保育所における、障がい等により特別な支援が必要な子どもの保育の充実に努めます。

【事業及び取り組み内容】

事業及び取り組み	内 容
自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいを有する 18 歳未満の子どもの、障がいを除去・軽減するための医療費を給付します。
障がい児通所支援事業	障がい児の日常生活における基本的な動作の訓練や生活能力の向上に必要な訓練、集団生活における専門的な適応訓練等を提供します。
子ども発達相談事業	子ども発達相談室（きらきらルーム）において、就学前の子ども発達の不安や悩みについての相談・支援を行います。
母子保健事業、子ども発達相談事業及び保育・教育活動との連携強化	連携強化に努め、発達上の問題や支援の必要性に早く気づき、早期に適切な生活支援につなぎます。
関係機関等との連携	保健、医療、福祉、療育相談室、学校、保育園、幼稚園等の関係機関と連携し、子どもの発達段階に応じた療育・教育についての相談及び支援の充実に努めます。
経済的援助について周知	障がいの状態に応じて、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の経済的支援についての周知を図ります。
障がい児保育事業	特別な支援が必要な子どもを受け入れる保育施設への保育士加配について支援を行いません。
保育士等の資質・専門性の向上支援	個々の特性に応じた支援を行うために、幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図りながら、適切な支援の充実に努めます。

第4章

計画の推進に向けて

1. 施策の実施状況の点検

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを活用し、計画的かつ円滑に推進します。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「太宰府市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検・評価します。

2. 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、子ども・子育て支援法で定められている事業について、市ホームページ等を通じて、関係機関や関係団体、市民に対して報告・公表を行います。

3. 市民・企業・関係機関との連携

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに係る市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、国や県をはじめ、各種団体、地域住民との連携を図り、子育て支援の充実を図ります。

4. 計画推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められます。

(1) 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進のため、行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行なうとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が効率的に提供されるよう、体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行なうよう努めることが重要です。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、子育てしやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人もそのような認識を深めることが大切です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「生きる力」を育むためには、行政だけではなく、地域社会全体で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

第5章

太宰府市こどもの放課後居場所づくり推進計画

1. 概要

放課後児童対策パッケージに基づき、本市の行動計画として、放課後児童クラブ及び、放課後子ども教室に特化した「太宰府市こどもの放課後居場所づくり推進計画」として定めるものとします。

保育所等を利用する共働き家庭等が、児童の小学校就学後においても安全・安心な放課後等の居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行なうことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるために策定するものです。

2. 内容

(1) 放課後児童クラブについて(再掲)

【事業内容】

・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用施設や小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び、及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【実施状況】

・本市には令和6年度現在、市内7小学校全てにおいて設置されており、18カ所(合計定員900人)で運営を行なっています。また、運営に関しては、指定管理者制度を導入しています。

・近年、入所希望者が増加傾向となっており、特に、低学年(1～3年生)におけるニーズが高くなっています。

・通年の利用においては、一部の小学校で申込者数が増加しています。また、夏休みなど長期休み期間中は入所希望者が一気に増大するため、臨時的に空き教室を利用し定員を確保しています。

・学校施設の活用については、学校現場における特別支援学級の増加などにより、今後は余裕教室の借用が困難な状況です。

【量の見込みと確保方策】

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	839	830	829	829	804
低学年	698	680	676	671	644
高学年	141	150	153	158	160
B 確保方策(定員数)	955	955	955	955	955
C 差(A-B)	116	125	126	126	151

- ・現在、入所受付期間内における通年入所児童に待機は発生していません。就学人口の減少はありますが、共働き世帯の増加も予想されることから、ニーズ量はやや減少する見通しとしています。定員確保に向けては、余裕教室の活用が難しくなっていることから、児童数の増加等が見込まれる地域等については、学童保育所の新設を行う等、市長部局と教育委員会との連携を図ります。
- ・老朽化している施設については、計画的な建て替えを検討し、ニーズに即した定員確保に努めます。

(2) 校内交流型の放課後子ども教室について

- ・放課後児童クラブとともに、同一敷地内において、放課後等に一時的に使用していない特別活動室等を活用する校内交流型の放課後子ども教室を、計画的に実施しています。
- ・放課後子ども教室は令和3年度から実施しており、令和9年度までには全小学校で実施予定です。

【実施計画】

(単位:箇所)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校数	7	7	7	7	7	7
校内交流型実施校数	4	5	6	7	7	7
設置割合	57.1%	71.4%	85.7%	100%	100%	100%

【確保の方策】

- ・放課後子ども教室により多くの児童が参加できるよう、学校や地域の実態に即した多種多様な体験活動を企画します。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的事業を推進するためには、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室の地域コーディネーターの連携が重要です。このため、必要に応じて、学校関係者も含めた協議や検討を行い、円滑な意思疎通を図ります。
- ・プログラムや人員配置については、児童の安全に十分配慮します。

(3) 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

- ・少人数学級の推進や特別支援学級の拡大等により、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施する余裕教室が減少することが想定されます。
- ・事業の実施にあたっては、学校の教育活動に支障のない範囲において、体育館や校庭、図書館等の活用も進めます。

(4) 福祉部局と教育委員会の連携に関する具体的な方策

- ・放課後児童クラブの実施主体である福祉部局及び放課後子ども教室の実施主体である教育委員会において、実施状況や課題等を共有し、事業検証や課題解決に対応します。
- ・各事業の実施にあたり、事故等があった場合は、それぞれの実施主体が中心となり対応します。

(5) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- ・学校や保護者、指導員、地域コーディネーター、実施主体等で協議・連携し、参加しやすい環境の整備の検討を行います。
- ・児童発達支援センター等の専門機関及びこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携し、必要に応じて、児童に寄り添った対応について協議・検討を行います。

(6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

- ・本市の全庁所における放課後児童クラブの開所時間は、放課後から午後6時までとなっており、午後7時まで開所時間の延長を行なっています。
- ・今後、取り組みの強化を実施しながら、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定を検討します。

(7) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

- ・放課後児童支援員等の資質向上のための研修等の充実を検討します。

(8) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- ・市のホームページや広報紙による周知を継続するとともに、学校や地域などとの連携を深め、情報の発信に努めます。

参考資料

1. 太宰府市第3期子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

年度	期日	内容
R5	令和5年11月30日 ～令和5年12月18日	子育てに関するニーズ調査
R6	令和6年6月24日	第1回太宰府市子ども・子育て会議の実施 ○第2期太宰府市子ども・子育て支援事業計画の進捗について ○第3期太宰府市子ども子育て支援事業計画の策定について ○子ども・子育て支援新制度移行幼稚園に係る利用定員について
	令和6年8月26日	第2回太宰府市子ども・子育て会議の実施 ○第3期太宰府市子ども・子育て支援事業計画の策定について
	令和6年11月26日	第3回太宰府市子ども・子育て会議の実施 ○第3期太宰府市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ○認定こども園への移行及び利用定員について ○こどもの権利に関する条例について
	令和7年3月17日	第4回太宰府市子ども・子育て会議の実施 ○

2. 太宰府市子ども・子育て会議規則

平成 25 年 12 月 25 日

規則第 52 号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)の規定に基づき、太宰府市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項各号に掲げる事項について調査審議すること。

(2) その他必要な事項

(令5規則 16・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係機関の職員

(2) 関係団体の代表

(3) 識見を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

(令4規則 36・令6規則 45・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、任期中であっても、その本来の職を離れ、又は資格を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部保育児童課において処理する。

(平 26 規則 14・平 29 規則 20・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 14 号)

この規則は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 20 号)

この規則は、平成 29 年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年規則第 16 号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行する。

3. 太宰府市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	任期		所属
	R4.9.1～R6.8.31	R6.9.1～R8.8.31	
関係機関の職員	肘井 俊広 (河野 美保)	河野 美保	小学校長会
関係団体の代表	三輪 貴代	三輪 貴代	自治協議会
	杉本 幸枝	杉本 幸枝	社会教育委員の会
	藤本 史子	藤本 史子	子育て支援団体
識見を有する者	岩渕 善道	岩渕 善道	保育園協会
	竹内 英治 (力丸 敏光)	小原 洋子	私立幼稚園協会
	松野 勝典	中嶋 洋介	筑紫医師会
	伊藤 絹子	伊藤 絹子	民生委員児童委員 連合協議会
	原 陽一郎	原 陽一郎	学校法人筑紫女学園 筑紫女学園大学
その他市長が適当と認める者	武下 陽子 (二田 裕子)	二田 裕子	保育園代表保護者
	後藤 智子 (有岡 友香)	田中 彩	幼稚園保護者
	岩崎 麻里子	野中 香織	学童保育所保護者
		大西 良	太宰府市総合戦略推進委員 (まちづくりビジョン会議)
		松大路 信潔	教育委員会

※()内は、前任者の残任期間就任した委員氏名

4. 子ども・子育て支援制度に関する用語定義

【か行】

企業主導型保育園

企業が自社従業員のために事業所内や周辺の商業施設等に保育所を設置する形態。企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成 28 年度に創設された事業。

教育・保育施設

認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。（子ども・子育て支援法第 7 条）

こども家庭センター

市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

こども家庭庁

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔。2023 年 4 月発足。

子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）により市町村への設置が規定された（努力義務）ことから、条例に基づいて設置された附属機関。子どもの保護者や有識者、事業主を代表する者など子ども・子育て支援に関する事業に関係する者が会議の委員となり、子育て支援の政策プロセスなどに参画している。

子ども・子育て関連 3 法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行なう者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第7条）。

【さ行】

里親制度

里親とは、親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（子ども・子育て支援法第61条）

指定管理者制度

「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化・高度化する市民ニーズへの効率的・効果的な対応を図り、市民サービスの向上、行政コストの縮減を図ることを目的とした制度。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。関連相談機関の1つである児童相談所や、被害者を居住させ保護する施設の1つとして考えられている母子生活支援施設について、規定されている。

【た行】

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（子ども・子育て支援法第59条）

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（子ども・子育て支援法第27条）

【な行】

認可外保育施設

都道府県知事等の認可を受けていないが、保育所と同様の業務を目的とする施設。

①「事業所内保育施設」：事業主が従事者のために設置している施設。

②「ベビーホテル」：次のいずれかを常時運営している施設。

ア：夜8時以降の保育

イ：宿泊を伴う保育

ウ：利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上

③「その他の認可外保育施設」：事業所内保育施設、ベビーホテル以外の認可外保育施設。

【は行】

パブリックコメント

意見公募手続のこと。行政機関が、これから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、案の段階で広く住民に公表し、寄せられた意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。

ペアレント・トレーニング

保護者が子どもの行動に対し適切に対応するためのスキルや知識を習得することで、発達障害のある子どもの行動変容を促すプログラム。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（子ども・子育て支援法第19条）

【参考】認定区分

- ◆1号認定：満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども
- ◆2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ◆3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

【や行】

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

【ら行】

ロールプレイ

ロール(role:役割)とプレイ(play:演じる)を組み合わせた言葉。実際の現場や場面を想定して、そこに出てくる登場人物の役割を演じ、擬似体験の中でスキルを身につけ、高める学習方法。

第3期太宰府市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

編集・発行 太宰府市 健康福祉部 保育児童課

〒818-0198

福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

TEL:092-921-2121

FAX: 092-925-0294

